

託送供給等特例認可申請書

令和2年3月19日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送電ネ発第72号

令和2年3月19日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社
代表取締役 本永 浩之
社長

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供給の種類 | | 接続供給 | 備考 | |
|---------------|--------|-----------------|----|---|
| 供給の相手方 | 氏名（名称） | 別紙に記載のとおりであります。 | — | |
| | 住所 | 同上 | — | |
| | 受給場所 | 受電場所 | 同上 | — |
| | 供給場所 | 同上 | — | |
| 供給電力 | | 同上 | — | |
| 供給電圧 | | 同上 | — | |
| 電気方式及び周波数 | | 同上 | — | |
| 料金その他の供給条件の内容 | | 同上 | — | |
| 供給開始年月日及び有効期間 | | 同上 | — | |

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年3月、4月および5月料金計算分（料金算定日が本認可を受けた日以降となるものに限る）の料金算定日を、託送供給等約款（令和元年12月16日付20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、原則として各々1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年7月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となる電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出が想定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から電気料金の支払期日の延長について、電力会社に対して要請をされております。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。